

小国町公告第 24 号

懲戒処分等の公表

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

平成 29 年 4 月 12 日

小国町長 北里 耕亮

記

1 被処分者の所属、職名、年齢、性別及び処分内容

処分対象者	現所属（当時）	職名	年齢	性別	処分内容
当事者	住民課（税務課）	主査	47	男	戒告

2 事案の概要

平成 29 年 2 月 28 日に地籍業務委託先事務所において被処分者が持参した地籍調査業務資料の内容に誤りがあり、委託先職員が修正を要求したところ、暴力的な言葉を発し、相手方職員及び職場に不快な思いをさせた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条の規定に違反するものである。

3 処分日

平成 29 年 4 月 12 日